

一時預かり事業をご利用の保護者様へ

緊急事態宣言が解除されるまでの間、

一時預かり事業を臨時休止いたします。

新型コロナウイルス感染症の患者が市内で増加している現状において、一時預かり事業を利用することは、家庭に比べてリスクが高いこと、万が一、感染者が発生した場合には、実施園に関わる多くの方に感染が拡大する恐れがあることから、児童及び保護者並びに保育所職員の安全を第一に考え、令和2年4月21日から緊急事態宣言が解除される（※）までの間、一時預かり保育事業を臨時休止させていただきます。ご理解、ご協力のほどお願いいたします。なお、予約済みの方については、恐れ入りますがキャンセルいただきますよう、お願いいたします。

（※）緊急事態宣言の実施期間は令和2年5月6日までの予定とされていますが、延長された場合は一時預かり事業の休止期間も同様に延長となります。

ただし、医療従事者や社会機能を維持するために就業することが必要な方、ひとり親などで仕事を休むことが困難な方等の、家庭での保育が特に困難な方については、一時預かり事業をご利用いただけます。

ご利用の際は、感染予防及び感染拡大防止のため、手洗い及び咳エチケット等の徹底にご協力いただくとともに、検温する等、児童の健康状態の確認をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

船橋市役所保育認定課 047-436-2329